平成26年みよし市教育委員会第5回定例会 会議録

	平成26年みよし市教育委員会第5回定例会 会議録
日時	平成26年5月15日(木)午前10時開議
場所	市役所2階202会議室
出 席 委 員	委員長:加藤 志津香 委員長職務代理者:木 戸 友 二 委 員:久 野 元 典 委 員:古 田 みどり 教育長:今 瀬 良 江
説明のため出席した職員	
書記	教育行政課副主幹:深谷正浩、教育行政課主事:伊藤めぐみ
傍 聴 者	なし
	委員長 教育委員会会議の開会及び閉会につきましては、みよし市教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長が宣言することとなっております。また、会議録の作成につきまして、みよし市教育委員会会議規則第16条第1項の規定に基づき、教育行政課 深谷副主幹と伊藤主事にお願いします。
日 程 1【開会宣言】	委員長 日程1 平成26年みよし市教育委員会第5回定例会を開会します。 (午前10時)
日 程 2【委員長報告】	委員長 日程2 委員長報告 第4回定例教育委員会以後、本日までに出席しました行事等の報告を行います。 お配りしました一覧表のとおりです。よろしくお願いします。
日 程 3【教育長報告】	委員長 日程3 教育長報告 教育長からの報告をお願いします。 教育長 お配りしました一覧表のとおりです。よろしくお願いします。
日 程 4 【前回会議録の 承認】	委員長 日程4前回会議録の承認 会議録の朗読をお願いします。 教育部次長 【前回(第4回定例会)会議録の朗読】 委員長 ただいまの会議録につきまして、みよし市教育委員会会議規則第

16条第1項の規定に基づき、承認することに賛成の委員は挙手を お願いします。

【举手全員】

委 員 長 挙手全員です。よって、会議録は承認されました。

日

程 5 委 員 長 日程5 議事に入ります。

【議 事】

議案第18号「教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関 委 員 長 する意見の申出について」説明をお願いします。

議案第18号

(教育予算、その | 教育部長 【議案第18号の説明】

他議会の議決を

委員長 議案第18号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

【質疑なし】

経るべき議案に 関する意見の申

出について)

| 委員長 質疑ありませんので、議案第18号「教育予算、その他議会の議 決を経るべき議案に関する意見の申出について」、原案に賛成の委 員の挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第18号は可決されました。

議案第19号 (みよし市教育 委員会後援等名 義使用の承認に ついて)

委 員 長 次に、議案第19号「みよし市教育委員会後援等名義使用の承認 について」説明をお願いします。

教育行政課長 【議案第19号の説明】

委 員 長 議案第19号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

音游合唱クラブについて、代表者はみよし少年少女合唱団の指導 委 員 長

者の方だと思いますが、少年少女合唱団との関係はどのようです か。合唱クラブとして少年少女合唱団とは別に存在しているという ことですか。

別の組織であると聞いていますが、両方の組織に加入している方 教育行政課長 もあると思います。

久 野 委 員 音游合唱クラブの後援等が必要な理由について、学校にチラシを 配布することが後援申請の目的というのには違和感があります。今 までもこのような理由での後援申請が多かったのですか。

教育行政課長 過去の後援申請においても、同様の理由は多くあります。

県民茶会について、「みよし市教育委員会後援等名義使用承諾取 久 野 委 員 扱要領」によると、「共催」とは「国又は県及び地方公共団体の機関 が実施する事業」となっています。申請団体は愛知県民茶会みよし市実 行委員会であり、主催者は愛知県文化協会連合会とみよし市文化協会と なっています。いずれも国や地方公共団体ではありませんが、要領との 関係はどうですか。

教育部長 申請者は愛知県民茶会みよし市実行委員会となっていますが、主 催者には愛知県内の市町村文化協会が所属する愛知県文化協会連合

会も入っているため、県に準じた団体という考え方で、また、本事 業は県内の自治体が持ち回りで行っているため、過去の実施事例も 参考にしたうえで「共催」とさせていただいております。

久野 委員 要領をそのまま解釈すると、今回は共催とするのに無理があるように感じます。今後、要領を改正するなどの検討をお願いします。また、実行委員会の名簿を見ると、みよし市文化協会の役員ばかりであり、共催といいながら市の職員は全く参画されていませんが、大丈夫ですか。

教育行政課長 実行委員会組織については、過去の実施事例を参考にしておりますが、文化協会の事務局が教育行政課となりますので、市職員は事務局として参画しております。

久野委員 20年ほど前に当時の三好町で実施しているとのことですが、当時の経験者も残っておられるのか分かりません。補助金として300万円を支出することになっていますが、その他市としてのバックアップはどのようですか。

教 育 部 長 県内自治体持ち回りということもあり、どこの自治体も同様でありますが、みよし市としても事務局として職員が参画し、できる限りのバックアップを行い、有意義なものとしていきたいと思います。

委員長 後援が必要な理由に「来場者輸送において市有バスを利用したいため」とありますが、市のバスを利用できるのは「共催」だから利用できて、「後援」では利用できないということですか。

教育行政課長 理由欄にはそのように記載してありますが、今回の愛知県民茶会 については、市の外郭団体としての文化協会のバス利用枠の中で対 応するものであり、通常は「共催」や「後援」を承認したからといって市のバスを利用することはできません。

委員長 他に質疑ありませんので、議案第19号「みよし市教育委員会後援等名義使用の承認について」、申請を承認することに賛成の委員の 挙手を求めます。

【举手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第19号は申請を承認することに決 定しました。

議案第20号 (平成26年度 みよし市社会教 育委員の委嘱に ついて) 委 員 長 議案第20号「平成26年度みよし市社会教育委員の委嘱につい て」説明をお願いします。

教育行政課長 【議案第20号の説明】

委 員 長 議案第20号について質疑のある委員は挙手をお願いします。 【質疑なし】

委員長 質疑ありませんので、議案第20号「平成26年度みよし市社会 教育委員の委嘱について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

【举手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第20号は可決されました。

議案第21号 (平成26年度 みよし市指定管 理者選定審査会 (勤労文化会館 等)委員の委嘱に ついて) 委員長 議案第21号「平成26年度みよし市指定管理者選定審査会(勤 労文化会館等)委員の委嘱について」説明をお願いします。

教育行政課長 【議案第21号の説明】

教 育 部 長 審査会で選定を行い、最終的には議会の議決を経て決定すること になります。

委員長 議案第21号について質疑のある委員は挙手をお願いします。 久野委員 レストラン部分は今回の指定管理とは関係ないということですか。

教育行政課長 現在、ラ・フィーユが入っていますが、この部分は市と商工会と の取り決めであり、指定管理からは除外しております。レストラン から市に賃借料及び光熱水費等を払っていただき、その賃借料等を そのまま市から指定管理者に支払っております。

教育部長 施設内のレストランが閉鎖するような事態になると困るとの考えの中で、事業者を探すにあたって、レストラン業界に関しては市より商工会の方が熟知しているため、指定管理制度を導入する前から、利用者に不便をかけないようレストラン部分に限っては商工会に斡旋を依頼したという経緯があります。

委員長 他に質疑ありませんので、議案第21号「平成26年度みよし市 指定管理者選定審査会(勤労文化会館等)委員の委嘱について」、 原案に賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第21号は可決されました。

議案第22号 委 員 長 (平成26年度 みよし市図書館 図書館長 協議会委員の委 委 員 長 嘱について) 委 員 長

委員長 議案第22号「平成26年度みよし市図書館協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

図書館長 【議案第22号の説明】

委員長 議案第22号について質疑のある委員は挙手をお願いします。 委員長 新しく委員に就任される方は、同じ団体の中で交代されたのですか。 図書館長 冨樫さんと内田さんは、それぞれ同じ団体の中での交代であり、 原田さんは、小中学校PTA代表としての充て職の交代です。

木 戸 委 員 「みよし市の21世紀の図書館を考える会」について説明してく ださい。

図書館長 市民の方が独自に発足された会であり、新図書館の構想から運営等についての意見や提言等をいただいております。会員数は約20名で、ほとんどが女性です。中には、図書館に勤務経験のある方や、読書に造詣の深い方なども会員として活動されています。

木戸委員 任意の団体ということですか。

図書館長 そのとおりです。

委員長 他に質疑ありませんので、議案第22号「平成26年度みよし市 図書館協議会委員の委嘱について」、原案に賛成の委員の挙手を求 めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第22号は可決されました。

議案第23号 委 員 長 (学校評議員の 学校教育課長 承認ついて) 委 員 長

委員長 議案第23号「学校評議員の承認について」説明をお願いします。

学校教育課長 【議案第23号の説明】

委員長 議案第23号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

久野委員 評議員会の開催回数はどの程度ですか。

学校教育課長 平均で年に2回は開催しております。他にも、評議員会としてで はありませんが、随時学校行事に来ていただいたり、授業を見てい ただいたりもしています。

委 員 長 学校評議員の任期はどのようですか。

学校教育課長 原則1年であり、再任を妨げないとの規程もありますが、あまり 長期に渡って就任することがないようにお願いをしております。 しかし、中には学校のことを良く知ってみえる方が長期間就任される 場合もあります。

委 員 長 他に質疑ありませんので、議案第23号「学校評議員の承認について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第23号は可決されました。

議案第24号 (みよし市教職 員研修計画につ

いて)

委 員 長 議案第24号「みよし市教職員研修計画について」説明をお願い します。

学校教育課長 【議案第24号の説明】

委員長 議案第24号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

久野委員 今年の目玉事業のようなものはありますか。

学校教育課長 特に目玉事業というものはありませんが、教職員の資質向上等を 図るための研修を計画しております。

委 員 長 若い先生が保護者対応に悩まれるという話を良く聞きますが、そう いったことに対する研修はどのようですか。

学校教育課長 教員が保護者対応に悩むことは確かにありますが、研修の中では 特に計画していません。いじめや保護者対応等の問題については、 研修の場ではなく、学校現場において上司や同僚など、経験者が教 えたり支えたりしながら対応しております。また、こうした問題は

1人の教員で対応するのではなく、管理職を含んだチームをつくっ

会-5

て対応するようにしており、その中で対応力を高めていくように考 えております。

委 員 長 他に質疑ありませんので、議案第24号「みよし市教職員研修計画について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

【举手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第24号は可決されました。

議案第25号 委 員 長 (平成26年度 みよし市小学生 学校教育課長 士別市派遣候補 委 員 長 者の決定につい て) 委 員 長

委員長 議案第25号「平成26年度みよし市小学生士別市派遣候補者の 決定について」説明をお願いします。

学校教育課長 【議案第25号の説明】

士別市派遣候補 委 員 長 議案第25号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

【質疑なし】

委員長 質疑ありませんので、議案第25号「平成26年度みよし市小学生士別市派遣候補者の決定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第25号は可決されました。

議案第26号 委 員 長 (平成26年度 みよし市友好都 学校教育課長 市中学生派遣候 委 員 長 補者の決定につ 委 員 長 いて) 学校教育課長

委 員 長 議案第26号「平成26年度みよし市友好都市中学生派遣候補者 の決定について」説明をお願いします。

教育課長 【議案第26号の説明】

委 員 長 議案第26号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員長 例年と同じ方法ですか。

学校教育課長 例年と同様に作文等を提出していただき、審査・決定しております。

委員長 他に質疑ありませんので、議案第26号「平成26年度みよし市 友好都市中学生派遣候補者の決定について」、原案に賛成の委員の 挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第26号は可決されました。

議案第27号 委員長 (平成26年度 豊田・みよし地区 学校教育課長 教科用図書採択 委員 長 地区協議会委員 の選任について) 委員長

委員長 議案第27号「平成26年度豊田・みよし地区教科用図書採択地 区協議会委員の選任について」説明をお願いします。

学校教育課長 【議案第27号の説明】

委 員 長 議案第27号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

【質疑なし】

委員長 質疑ありませんので、議案第27号「平成26年度豊田・みよし 地区教科用図書採択地区協議会委員の選任について」、原案に賛成 の委員の挙手を求めます。

【举手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第27号は可決されました。

議案第28号 委 員 長 (みよし市学校 体育施設スポー スポーツ課長 ツ開放規則の一 委 員 長 部を改正する規 古田委員 則) スポーツ課長

委員長 議案第28号「みよし市学校体育施設スポーツ開放規則の一部を 改正する規則」について説明をお願いします。

スポーツ課長 【議案第28号の説明】

委員長 議案第28号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

古田委員 規則改正により日曜日が利用できなくなるということですか。

スポ゚ーツ課長 学校体育施設スポーツ開放事業については、日曜日は学校の行事 等も多いため、もともと開放の対象としておりません。日曜日に利 用したい場合は、直接学校に連絡していただくようにしております。

久野委員 開放している時間中、教員が残っているのですか。

スポ゚ーツ課長 利用者にカギを貸し出し、利用者自らがカギを開け、利用終了時 に施錠するようにしております。教員がそのために残っているとい うことはありません。

久 野 委 員 教員の負担はないということですか。

教育部参事 学校体育施設スポーツ開放事業は、年間を通して活動を行う団体 を対象としており、団体により利用の曜日や時間帯などは決まって います。この事業が教員の負担になることはありません。

木戸委員 規則第10条はどこが変わったのですか。

スポーツ課長 「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」という条件を新たに 設けました。

委員長 これまでは、それ以外の方にも貸し出した例があったのですか。

スポーツ課長 もともと市内在住、在勤、在学の方が10人以上の団体にしか貸 し出しを行っておりませんが、今回それを明文化したものです。

委員長 今回の規則改正によって、利用できなくなる団体はありますか。

スポーツ課長 そういったことはありません。

委員長 他に質疑ありませんので、議案第28号「みよし市学校体育施設 スポーツ開放規則の一部を改正する規則」について、原案に賛成の 委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

委員長 挙手全員です。よって、議案第28号は可決されました。

報告第4号 委 員 長 (みよし市一般 会計繰越明許費 教育行政課長 の繰越について) 委 員 長

委 員 長 報告第4号「みよし市一般会計繰越明許費の繰越について」説明 をお願いします。

教育行政課長 【報告第4号の説明】

委員長 報告第4号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

久野委員 繰越となった理由を教えてください。

教育行政課長 アルミサッシについて、消費税増税前の駆け込み需要により製品

の確保ができなかったためです。

報告第5号 委員長 (みよし市一般

報告第5号「みよし市一般会計継続費の逓次繰越について」説明 をお願いします。

会計継続費の逓 教育行政課長 次繰越について)

【報告第5号の説明】

教育部長

3年間の継続費とした理由は2つあり、1つは建築単価の高騰な どにより入札が不調となる事例も発生しているため、できるだけ早 く入札したかったこと、もう1つは国県支出金について国の25年 度補正予算分を確保したかったためです。当初は26年度と27年 度の2年間の継続費を予定していましたが、このような理由で25 年度から3年間の継続費としました。

委 員 長 報告第5号について質疑のある委員は挙手をお願いします。 【質疑なし】

 \exists 程

6 委 員 長 次に、日程6協議及び報告事項に入ります。

最初に、6月教育委員会行事予定についてお願いします。 教育部長 【6月教育委員会行事予定】

【協議及び報告 事項】

> 委 員 長 ただ今説明がありました事について質疑のある委員は挙手をお 願いします。

> > 【質疑なし】

委 員 長 質疑ありませんので、次に教育行政課からの報告事項等について 説明をお願いします。

教育行政課長

【教育行政課の説明】

- (1) 過去に後援等の実績があり審査承諾をした申請の報告について
- (2) 「(仮称) みよし市新教育基本計画」の策定について

委員長 ただ今説明がありました事について質疑のある委員は挙手をお 願いします。

【質疑なし】

委 員 長 質疑ありませんので、次にスポーツ課からの報告事項等について 説明をお願いします。

スポーツ課長 【スポーツ課の説明】

- (1) 第7回カローリング交流会開催要項
- (2) 第37回地域対抗ソフトボール大会開催要項
- (3) 第29回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会東海大会
- (4) 平成26年度友好都市小学生スポーツ交流事業(サッカー)実 施要項

委員長 ただ今説明がありました事について質疑のある委員は挙手をお 願いします。

【質疑なし】

委員長 他に報告事項等はありますか。

学校教育課長 【学校教育課の説明】 (追加資料)

(1) 平成26年度みよし市小学校球技大会開催要項

ただ今説明がありました事について質疑のある委員は挙手をお 委 員 長 願いします。

【質疑なし】

委員長 他に質疑等ありませんので、以上で、本日の日程の案件は、すべ て終了しました。

【閉会宣言】

日 程 7 委 員 長 日程7 みよし市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、平 成26年みよし市教育委員会第5回定例会を閉会します。

(午前11時45分)

委 員 長 次回定例会開催日程の調整をお願いします。

事務局 次回第6回定例会は、平成26年6月25日(水)午前10時か ら、市役所2階202会議室で開催します。